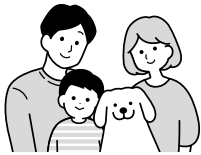


犬の飼い方のマナーについて

今年も犬の飼い方やフンの始末について苦情や相談が寄せられています。マナーを正しく守り、周辺住民の迷惑にならないようにしましょう。



放し飼いをしない

放し飼いは、県条例によって禁止されています。放し飼いによって、他人に迷惑をかけることはもちろん、犬が交通事故にあう可能性もあります。犬をつなぐ鎖やひもは丈夫なものを選び、ゲージや檻で飼う場合は高さや強度に注意して犬が逃げ出さないようにしてください。また、散歩の際はリードをしっかり握りましょう。

◎鑑札と注射済票の装着は飼い主の義務です

犬が迷子になって保護された場合、鑑札と注射済票の番号から飼い主が分かり、飼い主に返還することができますので、首輪など見えやすい位置に装着してください。

フンの後始末をしっかり行う

犬のフン・尿の後始末は飼い主の皆さんの責任です。散歩をするときは、スコップとフンを持ち帰る袋を携帯し、必ず持ち帰って適正に処理してください。

※飼い犬の住所などに変更があった場合や死亡した場合は、必ず町民課環境衛生係へ届出をしてください。

問い合わせ先 町民課環境衛生係 (32) 3114

令和7年度 狂犬病予防集合注射の実施について

犬を飼われている皆さまには、生涯1回の登録と年1回の狂犬病予防注射を受けさせる義務(狂犬病予防法)があります。次の日程により狂犬病予防注射を実施しますので、都合の良い会場へお出かけください。当日は未登録犬の登録申請も同時に受け付けます。



※予防注射対象犬で、健康に異常のある場合や過去に狂犬病予防接種後に異常を起こしたことがある犬、高齢犬の場合等は獣医師に相談し、必要に応じて動物病院で接種してください。

注射を受ける際には、送付されたハガキと料金を持参してください。

1頭当たり ◆注射料 ①3,600円 ◆新規登録料 ②3,000円

(新規登録および注射 ①+②=6,600円) おつりのないようご協力をお願いします。

4月8日(火)	時 間
面替公民館	8:50~ 9:00
豊昇地区 世代間交流センター	9:10~ 9:20
旧豊昇第2公民館跡	9:30~ 9:35
広戸ごみ集積所前	9:45~ 9:50
草越公民館	10:00~10:20
旧向原公民館	10:30~10:55
雪窓公園球場入口	11:05~11:30
荒町公民館	13:10~13:20
上宿公民館	13:30~13:35
小田井地区 世代間交流センター	13:45~13:50
旧児玉公民館	14:00~14:10
平和台公民館	14:20~14:30
龍神の杜公園駐車場(公園トイレ裏)	14:40~14:55
役場前	15:05~15:20

4月9日(水)	時 間
三ツ谷地区 世代間交流センター	8:50~ 9:05
一里塚地区 世代間交流センター	9:15~ 9:30
清万地区 世代間交流センター	9:40~ 9:45
塩野地区 世代間交流センター	9:55~10:05
塩野コミュニティーセンター	10:15~10:25
寺沢集会所	10:35~10:40
馬瀬口長泉寺	10:55~11:10
旧馬瀬口分団消防第1器具置場前(大東建託前交差点)	13:10~13:20
桜ヶ丘遠藤商店南	13:30~13:40
西軽井沢公民館	13:50~14:05
西軽井沢住宅団地集会所	14:15~14:30
役場前	14:40~14:55
4月10日(木)	時 間
旧J A 佐久浅間伍賀店	8:50~ 9:10
上宿公民館	9:20~ 9:35
旧J A 佐久浅間小沼店	9:45~10:00
役場前	10:10~10:40

問い合わせ先 町民課環境衛生係 (32) 3114

住民税均等割非課税世帯の皆さまへ
御代田町住民税非課税世帯
物価高騰対策給付金の案内

御代田町住民税非課税世帯
物価高騰対策給付金は、住民税均等割非課税世帯を支援するために町が支給する給付金です。

支給額
1世帯当たり3万円

支給対象世帯
令和6年12月13日時点において、御代田町に住民登録があり、かつ世帯全員が令和6年度分の住民税均等割が非課税である世帯

※住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯を除く。

受給方法
「支給のお知らせ」

「支給のお知らせ」
令和5年度、令和6年度に実施した非課税世帯等向けの給付金(7万円または10万円)を受給しており、世帯状況に変更がない世帯へは3月中旬に、「支給のお知らせ」を送付しています。「支給のお知らせ」が届いた方は、4月10日(木)に支払予定です。

【確認書が送付される世帯】
令和5年度、令和6年度に

令和7年度「犬のしつけ方教室」春期教室受講者募集
※秋期教室もあります。

受講受付期間 4月3日(木) ~ 25日(金)

受講料 5,000円
(動物愛護会年会費1,000円を含む)

募集人員 30人(申し込み順)

主催 長野県動物愛護会佐久支部

受講資格

- 市町村へ登録済の犬
- 元気で動ける犬
- 狂犬病予防注射実施済の犬
- 混合ワクチン接種済の犬
- 全課程に参加できる犬および飼育者
- 動物愛護会佐久支部の会員(受講当日に入会可)

教室の内容

学科講習 犬に関する知識・しつけのポイントなど

実技講習 飼い主にとってのぞましい行動を増やしていくしつけ

講習内容

講習内容	日 時	場 所
学科講習(開講式)	5月11日(日) 9:30~12:00	佐久合同庁舎 401号会議室
実技講習(閉講式)	① 5月18日(日)	佐久合同庁舎 駐車場
	② 5月25日(日)	
	③ 6月15日(日)	
	④ 6月29日(日)	
	⑤ 7月 6日(日)	



申し込み・問い合わせ先 長野県動物愛護会佐久支部事務局(佐久保健福祉事務所内) 0267(63)4191

猫捕獲器を貸出します!

町内の飼い主のいない猫に、不妊去勢手術をするための目的で、猫を捕獲する「捕獲器」を、町役場にて無料で貸出します!

貸出目的

- ・不妊去勢手術
- ・傷病等の治療

貸出期間
貸出日を含めて14日間

返却と報告
貸出期間満了または捕獲器を必要としなくなったときは、洗浄し、速やかに返却してください。

必要書類
・捕獲器貸出申請書兼誓約書

使用方法は貸出時に説明します。

申請様式は役場窓口の他、町ホームページにて取得できます。

問い合わせ先
町民課環境衛生係
(32) 3114